

広島大学大学院国際協力研究科研究倫理指針

令和元年 11 月 18 日
研究倫理審査委員会決裁

(目的)

第 1 条 広島大学大学院国際協力研究科(以下「本研究科」という。)は、本研究科の学術研究の信頼と公正を確保することを目的とし、人間を直接対象とする研究を遂行する上で要請される研究者の倫理的指針をここに定める。

(定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 「人間を直接対象とする研究」とは、観察、調査及び実験といった方法を用いて、個人又は集団等を対象に実施するもので、その身体、心情、環境等に関する情報・データ等を収集及び分析し、その成果を公表する一連の作業をいう。
- 二 「研究者」とは、本研究科に所属する教授、准教授、講師、助教、助手、研究員並びに学生とする。
- 三 「研究対象者」とは、前号の研究者が実施する研究に対して、個人又は集団の情報・データ等を提供する者をいう。

(研究者の基本的態度)

第 3 条 研究者は、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、倫理的妥当性が認められない研究を実施してはならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範や規約等、及び国内の法令や告示等を遵守して、研究しなければならない。

(研究情報の収集)

第 4 条 研究者は、倫理的に妥当な方法と手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第 5 条 研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、事前に研究対象者の同意を得ることを原則とする。

2 研究者は、個人の情報・データ等を収集又は採取する場合は、その情報・データ等の収集方法等について、あらかじめ研究対象者に説明しなければならない。

3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間中いつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が第1項に規定する同意能力がないと判断される場合は、当該研究対象者に代わる者から同意を得なければならない。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、研究対象者の個人情報を保護しなければならない。

(研究情報の管理)

第7条 研究者は、研究のために得た資料・情報・データ等を、作成した年度の翌年度4月1日から起算して最低10年間保管しなければならない。

2 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報・データ等を速やかに廃棄しなければならない。

(機器・薬品の安全管理)

第8条 研究者は、研究装置・機器及び薬品・材料等を使用するときは、関係法令・規定等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 研究者は、特許権取得など合理的な理由によって公表に制約のある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するために公表しなければならない。

2 研究者は、研究成果の公表に際して、先行研究を精査かつ尊重し、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果について、ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為をしてはならない。

(著作権)

第10条 研究者は、当該研究に実質的に関与し、研究内容と研究結果に責任を負う場合に、著作権が認められる。

(研究費の管理)

第11条 研究者は、関係法令及び広島大学の諸規定等を遵守し、研究費の適切な使用に努めなければならない。

2 研究者は、証拠書類等を最低10年間保存しなければならない。